

## 電子契約サービス利用に関する契約書（案）

水戸市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、電子契約サービスの利用について、次の条項により契約を締結する。

### （総則）

第1条 乙は、甲に対し電子契約サービス（以下「サービス」という。）の利用環境を提供し、甲はそのサービスを利用する。サービスの利用環境の提供に当たっては、乙がサービス提供事業者として甲に直接サービスを提供するもの又は乙がサービス提供事業者から調達したサービスの利用環境を甲に提供するものとする。

### （サービスの内容）

第2条 甲が定める別紙電子契約サービス仕様書（以下「仕様書」という。）に基づくサービスとする。

### （利用期間）

第3条 サービスの利用期間は、契約日の翌日から令和5年3月31日までとする。

### （利用料金）（※契約時に、サービス提供事業者と協議の上決定する。）

第4条 サービスの利用料金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額として、金 円を含む。）とする。

第4条 コンサルティング料金として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額として、金 円を含む。）、サービス利用料として月額基本料金 円、送信単価 1送信につき金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額として、金 円を含む。）。ただし契約期間に1月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割り計算により算出するものとし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

### （利用料の支払）（※契約時に、サービス提供事業者と協議の上決定する。）

第5条 乙は、甲に対し、第3条の利用期間終了後、前条に規定する利用料金を請求し、甲は、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に当該利用料金を支払うものとする。

第5条 乙は、甲に対し、甲が利用した分の利用料を月ごとに請求し、甲は、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に当該利用料を支払うものとする。なお、初月の利用料には、第4条に規定するコンサルティング料を併せて支払うものとする。

### （再委託の制限）

第6条 乙は、このサービスの提供のため、この契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙がサービス提供事業者から調達したサービスの利用環

境を甲に提供する場合の乙とサービス提供者との委託及び書面により甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(サービスの提供の中止等)

第8条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、サービスの提供が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。  
2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(サービスの変更)

第9条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載されたサービスの内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要しないで契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 警察署長その他の捜査機関からの通報等により乙が水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成20年水戸市告示第16号）別表に掲げる要件に該当することが判明したとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は使用料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により、この契約が解除される場合において、甲が乙に既に支払った使用料があるときは、その金額の全部又は一部の返還を請求できるものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、サービスを提供するに当たり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負うものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、サービスの提供に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。た

だし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(個人情報保護)

第13条 乙は、サービスを提供するため個人情報を取り扱う場合には、水戸市個人情報保護条例（平成16年水戸市条例第44号）第6条第2項及び第7条の規定並びに水戸市情報セキュリティポリシーの遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、乙がサービス環境を調達した場合のサービス提供事業者及び第6条において書面により甲の承認を受けた者について準用する。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第14条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(改善の指示等)

第15条 甲は、サービスの利用について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、契約終了後においても、仕様書記載の電子署名要件において瑕疵が発覚した場合は、改善する責めを負うものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号  
甲 水戸市  
水戸市長 高橋 靖

乙

## 別記（第13条関係）

### 特記事項

#### 1 乙の責務

サービスの提供に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利権益の保護に十分留意して行うよう努めなければならない。

#### 2 個人情報の収集の制限

サービスを提供するため個人情報を収集するときは、サービス提供の目的を達成するために必要な範囲内で行なわなければならない。

#### 3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

#### 4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、サービスの提供が完結し、甲から指示を受けたときは、速やかに廃棄しなければならない。また、廃棄した旨を甲に対し書面をもって報告すること。

#### 5 個人情報の目的外利用及び外部提出の禁止

サービスを提供するに当たり知り得た情報は、サービスを提供するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 6 複写又は複製の禁止

サービスを提供するに当たり、個人情報が記載された帳票等がある場合には、複写又は複製してはならない。

#### 7 個人情報についての事故報告

個人情報についての外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。